

公表監第15号
平成24年2月17日
(2012年)

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一

平成23年12月21日付西監収第63号で受理しました「西宮市職員措置請求」の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西監発第135号
平成24年2月17日
(2012年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 亀 井 健
同 鈴 木 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により平成23年12月21日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第1 監査の請求

1. 請求人

略

2. 請求書の提出

平成23年12月21日

3. 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 市議会議員への政務調査費の交付根拠は、法第100条第14項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と、第15項「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議

員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」である。

(2) これを受けて、西宮市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)が平成 13 年 3 月 28 日に制定されている。条例第 6 条には、政務調査費は「市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」とあり、西宮市議会政務調査費の交付に関する規則(以下「規則」という。)第 6 条の別表に用途基準が定められ、さらに西宮市議会政務調査費の取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)において、その取扱いについて必要な事項が示されている。平成 23 年 4 月 1 日には「政務調査費運用に関する手引き」(以下「手引き」という。)まで作成されているが、これらは直接利害関係者のみによって定められたものであり、その妥当性についていまだ市民の承認を得ているとは言えない状態である。

(3) そもそも「調査研究に資する」とは何か確定されていない。限りなく“第 2 報酬”に近い実態からようやく公費支出に相応しい節度あるものへと移りつつあるが、これは議員の自発的取組みによってではなく、市民のチェックや裁判の提起によって実現してきたもので、本市においても平成 23 年 5 月 11 日の神戸地裁判決によって不適切な支出の返還を命じられたところである。

(4) そうした市民の意見、司法の判断を踏まえ、平成 22 年度及び 23 年度第 1 四半期(4 月 1 日～ 6 月 10 日)の政務調査費支出について、領収書等の調査を行った。この間、市議会議員選挙が行われ、専ら選挙のためと思われる支出が多く見られた。その結果、別表「請求人が指摘する返還請求対象及び金額」欄記載のとおり、各会派又は議員の政務調査費支出は法及び条例第 6 条に違反し、違法・不当な支出であるという結論に至った。これら総額 18,725,116 円の支出について、西宮市長が各会派・議員に対して返還を求めることを請求する。

以上、法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

(添付された事実を証明する書面)

- ・西宮市議会「政務調査費運用に関する手引き」
- ・各議員・会派に返還を求める違法・不当な支出の領収書等の写し
- ・平成 21 年(行ウ)第 4 号「政務調査費違法支出返還請求事件」判決(平成 23 年 5 月 11 日神戸地裁)の写し
- ・その他、補助的資料

第 2 監査の実施

1. 請求の受理及び監査委員の除斥

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 23 年 12 月 27 日請求を受理することに決定しました。

なお、まつお正秀監査委員、和田とよじ監査委員については、法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

2．監査の対象事項

請求人の指摘する平成 22 年度及び 23 年度（23 年 4 月 1 日～23 年 6 月 10 日）にかかる西宮市議会の政務調査費支出が、法、条例、規則及び要綱等に違反する違法又は不当な支出として返還を要するか否かを監査の対象としました。

3．監査対象部局

西宮市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4．請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 24 年 1 月 12 日、請求人 4 名のうち、（氏名略）の 2 氏が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

また、同日新たに下記の事実証明書の提出がありました。

- ・政務報告、政務広報等の写し（議員名：河崎はじめ、栗山雅史、森池とよたけ、和田とよじ、今村岳司、田中正剛、澁谷祐介、上向井賢二、大石伸雄、ざこ宏一）
- ・ホームページの写し（議員名：今村岳司、木村嘉三郎、上向井賢二）
- ・アンケート調査報告の写し（議員名：長谷川久美子）

5．会派又は議員に対する調査及び関係部局の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、あらかじめ、請求人の指摘事項に対する会派又は議員（当時含む、以下同じ。）による説明を文書回答により、議会事務局を通じて求めるとともに、関係職員として、議会事務局の木田事務局長、北林事務局次長、村本庶務課長、杉原係長の出席を求め、平成 24 年 1 月 26 日、事情聴取及び質疑応答を行いました。

なお、西宮グリーンクラブについては、平成 23 年 6 月 10 日議員任期満了を以って消滅し、現在当該名称の会派は存在しないため、当時同会派に所属していた議員に対して説明を求めました。

6．会派又は議員による説明

提出された資料及び関係職員の事情聴取等に基づき、請求人の指摘に対する会派又は議員の説明要旨は、別表「会派又は議員による説明」欄記載のとおりです。

第3 監査の結果

1. 監査によって確認した事実

(1) 平成22年度及び23年度(4月1日～6月10日)の政務調査費交付状況

本件職員措置請求の対象となった政務調査費の交付状況は下記のとおりです。(平成23年12月21日現在)

平成22年度政務調査費交付状況

(単位:円)

会派名又は議員氏名	交付決定額A	対象支出額B	差額A - B	精算後交付額
公明党議員団	14,400,000	6,659,228	7,740,772	6,659,228
西宮グリーンクラブ	2,099,354	2,087,055	12,299	2,087,055
岩下 彰	1,560,000	1,877,629	-317,629	1,560,000
片岡 保夫	1,560,000	1,550,513	9,487	1,550,513
河崎はじめ	1,560,000	1,570,304	-10,304	1,560,000
栗山 雅史	1,560,000	1,362,591	197,409	1,362,591
小林 光枝	1,560,000	1,390,326	169,674	1,390,326
田中 渡	1,560,000	439,227	1,120,773	439,227
森池とよたけ	1,560,000	1,410,093	149,907	1,410,093
花岡ゆたか	1,362,903	1,427,191	-64,288	1,362,903
和田とよじ	1,362,903	1,427,776	-64,873	1,362,903
中尾 孝夫	1,800,000	2,022,213	-222,213	1,800,000
中川 経夫	1,800,000	1,788,856	11,144	1,788,856
草加 智清	1,800,000	1,450,669	349,331	1,450,669
今村 岳司	1,800,000	1,830,941	-30,941	1,800,000
田中 正剛	1,800,000	1,980,781	-180,781	1,800,000
澁谷 祐介	1,800,000	1,142,659	657,341	1,142,659
木村嘉三郎	1,800,000	619,126	1,180,874	619,126
上向井賢二	1,800,000	1,860,255	-60,255	1,800,000
大石 伸雄	1,800,000	1,874,219	-74,219	1,800,000
坂上 明	1,800,000	1,862,578	-62,578	1,800,000
篠原 正寛	1,800,000	1,883,552	-83,552	1,800,000
中村 武人	1,800,000	1,651,050	148,950	1,651,050
吉岡 政和	1,800,000	2,286,980	-486,980	1,800,000
やの 正史	1,572,580	424,596	1,147,984	424,596
日本共産党西宮市会議員団	9,000,000	6,157,678	2,842,322	6,157,678
嶋田 克興	1,800,000	1,472,283	327,717	1,472,283
西田いさお	1,800,000	1,380,180	419,820	1,380,180
ざこ 宏一	1,800,000	2,297,145	-497,145	1,800,000
長谷川久美子	1,800,000	1,070,649	729,351	1,070,649
計	71,317,740	56,258,343	15,059,397	54,102,585

平成 23 年度(23.4.1～23.6.10)政務調査費交付状況

(単位：円)

会派名又は議員氏名	交付決定額A	対象支出額B	差額A - B	精算後交付額
公明党議員団	2,800,000	389,147	2,410,853	389,147
西宮グリーンクラブ	186,664	200,512	-13,848	186,664
岩下 彰	326,667	499,694	-173,027	326,667
片岡 保夫	326,667	336,044	-9,377	326,667
河崎はじめ	326,667	376,140	-49,473	326,667
小林 光枝	326,667	256,430	70,237	256,430
森池とよたけ	326,667	250,297	76,370	250,297
花岡ゆたか	326,667	328,075	-1,408	326,667
中尾 孝夫	350,000	554,739	-204,739	350,000
中川 経夫	350,000	385,172	-35,172	350,000
草加 智清	350,000	99,313	250,687	99,313
今村 岳司	350,000	722,204	-372,204	350,000
田中 正剛	350,000	345,693	4,307	345,693
上向井賢二	350,000	361,694	-11,694	350,000
大石 伸雄	350,000	375,123	-25,123	350,000
坂上 明	350,000	407,860	-57,860	350,000
篠原 正寛	350,000	409,164	-59,164	350,000
吉岡 政和	350,000	1,007,380	-657,380	350,000
やの 正史	350,000	193,350	156,650	193,350
日本共産党西宮市会議員団	1,750,000	590,456	1,159,544	590,456
ざこ 宏一	350,000	163,336	186,664	163,336
計	10,896,666	8,251,823	2,644,843	6,581,354

(2) 政務調査費の訂正及び返還状況

本件職員措置請求の受理後、請求対象となった政務調査費のうち、平成 24 年 2 月 16 日までに収支報告書の訂正及び返還があったものは下記のとおりです。

平成 22 年度

(単位：円)

議員氏名	訂正届出日・市収入日	訂正額	返還額	備考
小林 光枝	23.12.27・23.12.27	69,800	69,800	
ざこ 宏一	24. 1.20・ -	300,000	0	支出額が上回っているため返還生じず。
澁谷 祐介	24. 1.24・24. 1.25	60,243	60,243	

平成 23 年度(23.4.1～23.6.10)

(単位：円)

議員氏名	訂正届出日・市収入日	訂正額	返還額	備考
花岡ゆたか	24. 1.18・24. 1.23	58,000	56,592	支出額が上回った部分を除き返還。
坂上 明	24. 1.31・ -	1,547	0	支出額が上回っているため返還生じず。

2. 監査委員の判断

請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、請求人が返還を求めている政務調査費については、法第100条第14項及び第15項並びに条例第6条に違反する、違法又は不当な支出であり、返還を要するか否かについて判断します。

なお、本件各支出が議員の調査研究に資するため必要な経費に当たるか否かは、平成22年度政務調査費に係るものについては要綱に定める使途基準に適合するか否かを基準に判断し、平成23年度政務調査費に係るものについては要綱に定める使途基準に併せて、手引きに定める使途基準項目別運用指針をも判断の基準とします。

また、住民監査請求においては、個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされています。

さらに、平成23年5月11日神戸地方裁判所判決において、政務調査費に係る支出が使途基準に適合しないものであることを主張・立証する責任は原告にあり、政務調査費に係る支出が違法であることが推認されるためには、「原告らが各支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証」することが求められていることから、請求人が問題とする個別の支出が政務調査費の使途基準に該当するか否かは、各支出についての会派又は議員の説明及び各支出について請求人が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしているか否かを勘案し、また、会派及び議員の政務調査活動の自由に配慮し、その自主性、自律性を尊重する見地より、収支報告書等の記載から一般的、外形的に判断することとします。

(1) 平成22年度政務調査費に係る返還請求

ア 公明党議員団に係る返還請求（712,587円）

(ア) 白井啓一市政レポート2010年秋季号に係る返還請求（支出額の全額）

同会派の説明によれば、本件レポートは、河川水路行政など市の行政の問題点と、その解決結果を分かりやすく市民に提示しているものであり、このことに限らず様々な行政課題を市民とともに調査研究するための重要なツールとなっているとしており、請求人が主張するように調査研究とは関係のない情報とはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) ホストマイグレーション実践講座等3件に係る返還請求（支出額の全額）

同会派の説明によれば、本件各支出に係る講座等は、それぞれ、行政実務におけるコンピューターの効率的な活用や市の中小企業行政、創造的な業務革新・執行等に有用なものであるとしている一方、請求人は、いずれも個人的な知識・技術習得にすぎないと主張するのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(ウ) 山田ますと議会報告9件に係る返還請求（支出額の半額）

請求人は、議会報告の写真と名前が大きいと主張しますが、同会派の説明によれ

ば、公開文書に添付の市政報告は、提出されたものの1ページだけを参考としてコピーしたものであり、全体の内容は、市政報告、議会報告、議員紹介、連絡先を記事としているとしています。請求人が事実証明書として添付した文書をもっては、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

イ 西宮グリーンクラブに係る返還請求（748,391円）

(ア) 市政報告印刷折込代等に係る返還請求（支出額の半額）

同会派に所属していた議員の説明によれば、本件市政報告は、会派・議員の紹介、議会質問、視察報告、議会報告、会派連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は内容が不明とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ウ 岩下彰議員に係る返還請求（505,947円）

(ア) 議員手帳名入れに係る返還請求（支出額の全額）

事務費については、要綱第3条第8項に政務調査目的の支出として認められており、同項第2号として「消耗品費」が掲げられています。請求人は、「自費で行うものである」と主張しますが、同議員の説明によれば、議員自身が使用する「西宮市」名の入った議員手帳の購入費であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) 市政報告葉書代等23件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員の紹介、市政報告、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は内容が不明とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

エ 片岡保夫議員に係る返還請求（380,955円）

(ア) 市政報告関係経費6件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員の紹介、議会質問、議会報告が掲載されているとしている一方、請求人は内容が不明とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) 人件費2件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、当該臨時職員は、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている職員であり、平成22年4月分から9月分を同月末に、同年10月分から平成23年3月分を同月末にそれぞれ後払いとして支出しているとしています。請求人は、6か月の後払いであることを指摘するのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

オ 河崎はじめ議員に係る返還請求（561,437円）

(ア) 市政報告作成費等8件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員の紹介、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は内容が不明とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

カ 栗山雅史議員に係る返還請求（399,023円）

(ア) 広報誌印刷代等6件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員紹介、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されているとしている一方、請求人は内容が不明とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

キ 小林光枝議員に係る返還請求（440,450円）

(ア) パソコン代金に係る返還請求（支出額の半額）

事務費に係る要綱の規定は、ウ(ア)のとおりであり、要綱第3条第8項第1号の「事務機器費」には、パソコンも例示されています。請求人は、取得時の議員の残任期間が1年であることから、1年の使用で全額支出は認められないと主張しますが、5万円（本体価格・税抜き）以上の備品について、取得後の任期の期間分を充当可能額とする手引き（4(5)エ(ア)）は平成23年4月1日から適用されており、平成22年度政務調査費として要綱に違背しているとはいえません。

(イ) 議会報告関係経費11件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、本件議会報告は、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されているとしている一方、請求人は一部内容が不明であり、議会報告への全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(ウ) コピー代に係る返還請求（支出額の全額）

本件については、錯誤による充当であったとして、収支報告書の訂正及び返還が平成23年12月27日に行われ、同日市の収入としたため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

ク 田中渡議員に係る返還請求（65,075円）

(ア) 葉書代等7件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、広報経費であるとしている一方、請求人は内容が不明とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) デジタルカメラ代金に係る返還請求（支出額の半額）

事務費に係る要綱の規定は、ウ(ア)のとおりであり、要綱第3条第8項第1号の「事務機器費」には、カメラも例示されています。請求人は残任期間が1年であることをもって全額充当はできないと主張しますが、その根拠は明らかではありません。よって、請求人は、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

なお、平成 23 年 4 月 1 日適用の手引きにあっても、取得後の任期の期間分を充当可能額とする取扱いが 5 万円（本体価格・税抜き）以上の備品についてとされています。

(ウ) 議員手帳名入れに係る返還請求（支出額の全額）

ウ(ア)において述べたとおり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ケ 森池とよたけ議員に係る返還請求（360,000 円）

(ア) 調査補助業務 2 件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている職員の人件費であるとしている一方、請求人は内容が不明で、年間 2 回の後払いによる継続雇用であって、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

コ 花岡ゆたか議員に係る返還請求（244,285 円）

(ア) 市政報告関係経費 10 件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員の紹介、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は内容が不明であり、市政報告への全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

サ 和田とよじ議員に係る返還請求（686,647 円）

(ア) 市政報告作成費等 15 件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員紹介、議会質問と答弁、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されているとしている一方、請求人は内容が不明であり、市政報告への全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

シ 中尾孝夫議員に係る返還請求（780,062 円）

(ア) 日当に係る返還請求（支出額の全額）

平成 22 年度以前に実施されていた要綱第 3 条第 2 項は、調査研究費とは、「視察又は現地調査に要する経費をいい、概ね次に掲げるものをいう。」と規定し、同項第 2 号として、職員等の旅費に関する条例に準じた日当を規定しており、本件は、この規定により支出されたものです。請求人は、近隣日当は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。なお、要綱第 3 条第 2 項第 2 号は、平成 23 年 4 月 1 日の改正により削除されています。

(イ) 葉書代 2 件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、葉書代は政務調査活動のための通信に要する経費であるとしている一方、請求人は内容が不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必

要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(ウ) 郵送料 5 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、郵送料は市政報告等の送付に要するものであるとしている一方、請求人は送付物が不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(エ) 人件費 7 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件人件費は、政務調査活動を補助する臨時に雇用する職員に要する賃金であるとしている一方、請求人は内容が不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(オ) 事務機器使用料 12 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件事務機器使用料は、政務調査活動のためのコピー機、印刷機等の各種事務機器に係る使用料であるとしている一方、請求人は内容が不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(カ) 事務所家賃 12 件に係る返還請求 (支出額の半額)

事務所費については、要綱第 3 条第 9 項において政務調査目的の支出として認められており、同項第 1 号として「事務所の賃借料等」が掲げられています。同議員の説明によれば、本件事務所は、政務調査活動のため賃借しているものであり、後援会等の諸活動は別に設置している事務所で対応しているものであるとしている一方、請求人は事務所家賃の全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ス 中川経夫議員に係る返還請求 (135,225 円)

(ア) 市政報告関係経費 6 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議会質問、議会報告などの市政報告であるとしている一方、請求人は内容が不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

セ 草加智清議員に係る返還請求 (558,464 円)

(ア) 市議会報告関係経費 7 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議会質問、議会報告などの市政報告であるとしている一方、請求人は内容不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはい

ず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) アルバイト代 12 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、当該臨時職員は、調査活動の補助を担っているとしてい
る一方、請求人は継続雇用費用の全額支出は認められないとするのみで、本件支出
について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠い
ていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が
政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ソ 今村岳司議員に係る返還請求 (602,700 円)

(ア) 市議会報告印刷費 2 件に係る返還請求 (支出額の半額)

政務調査費収支報告書添付の領収書には、「市政・市議会活動報告」とあるところ、
請求人は、選挙前 (領収書日付は、平成 22 年 12 月 25 日及び 23 年 1 月 28 日) の
大量作成であるとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための
支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情
を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとは
いえません。

タ 田中正剛議員に係る返還請求 (424,505 円)

(ア) 市議会報告関係経費 6 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件報告は、議員の紹介、議会質問、議会報告、連絡先
などが掲載されているとしている一方、請求人は内容が不明であり、全額支出は認
められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出
として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明
らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえ
ません。

(イ) アルバイト代 18 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、当該臨時職員は、市政報告の配布や調査研究の補助、ホ
ームページへの市政報告のアップ作業などを行っているとしている一方、請求人は、
内容不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の
行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑
わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象
経費に該当しないものとはいえません。

チ 澁谷祐介議員に係る返還請求 (252,874 円)

(ア) 市政報告印刷代 4 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件報告は、議員の紹介、議会質問、議会報告、連絡先
が掲載されているとしている一方、請求人は、内容不明であり、全額支出は認めら
れないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出とし
て合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らか
にしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませ
ん。

(イ) 市政報告特別号印刷代に係る返還請求 (支出額の全額)

本件印刷代 120,487 円のうち、半額の 60,243 円が政務調査費に充当されていま
したが、収支報告書の訂正及び返還が平成 24 年 1 月 24 日に行われ、同月 25 日に
市の収入としたため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

ツ 木村嘉三郎議員に係る返還請求 (226,068 円)

(ア) 市政報告「カサブロー通信」4 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件報告は、議員の紹介、市政報告、議会報告、連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) ホームページ更新料3件に係る返還請求(支出額の半額)

同議員の説明によれば、ホームページの内容は、議員の紹介、議会質問、議会報告、市政報告、連絡先が掲載されているとしています。請求人は、ホームページに「木村嘉三郎を応援する会」の記載があることをもって同議員の後援会活動も含まれるとしています。同議員は、議員の連絡先としての記載にすぎないとしており、このことのみをもって請求人が本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

テ 上向井賢二議員に係る返還請求(634,021円)

(ア) 人件費11件に係る返還請求(支出額の半額)

同議員の説明によれば、当該臨時職員は、関係機関などとの折衝、ボイスレコーダーの聞き取りやまとめ、資料の収集、機関紙の校正、編集、発送事務など様々な仕事を担っているとしている一方、請求人は、継続雇用であることを指摘するのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) 市会報告(こもれび)関係経費10件に係る返還請求(支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員紹介、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されているとしている一方、請求人は、内容不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ト 大石伸雄議員に係る返還請求(492,000円)

(ア) 人件費12件に係る返還請求(支出額の半額)

同議員の説明によれば、当該従業員は、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っているとしている一方、請求人は、内容不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ナ 坂上明議員に係る返還請求(774,290円)

(ア) 市政報告関係経費9件に係る返還請求(支出額の全額)

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員の紹介、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は、選挙直前(領収書日付は、平成23年2月から3月)であるとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経

費に該当しないものとはいえません。

(イ) 人件費 12 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、専門的な政務調査活動を行うためには継続的な従事が有効であるとしている一方、請求人は、継続雇用であるとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

二 篠原正寛議員に係る返還請求 (561,108 円)

(ア) 市政報告関係経費 12 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されているとしている一方、請求人は、内容不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) ののまま通信印刷代 3 件に係る返還請求 (支出額から領収金額の半額を差し引いた額)

同議員の説明によれば、本件は市政報告の印刷代であり、(ア)と同様に、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

又 中村武人議員に係る返還請求 (361,000 円)

(ア) 委託費 4 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件委託費は、関係市や関係団体への調査活動費用としている一方、請求人は、成果が不明であり、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) 委託費・通信費 13 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件は政策スタッフ代表者からの市政意見収集費用としている一方、請求人は事務作業のようだが、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ネ 吉岡政和議員に係る返還請求 (300,000 円)

(ア) 事務員人件費 12 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、当該事務員の就労状況、雇用条件等は、平成 21 年度の報告と同一であり、これによれば、政務調査に係る事務業務及び活動補助を担っているとしている一方、請求人は、内容が不明で継続雇用であることを指摘するのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ノ やの正史議員に係る返還請求 (150,000 円)

(ア) パソコン作業及び調査依頼 10 件に係る返還請求 (支出額の半額)

同議員の説明によれば、パソコンによる調査・広報関係や分析・まとめの文書の作成に係る人件費であるとしている一方、請求人は、内容が不明で、継続雇用であ

ることを指摘するのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

ハ 日本共産党西宮市会議員団に係る返還請求（1,888,472 円）

(ア) 人件費 12 件に係る返還請求（支出額の半額）

同会派の説明によれば、当該職員については、就業規則を定め、政務調査のみに従事するものとなっているとしている一方、請求人は、継続雇用であることを指摘するのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

(イ) 市会報告関係経費 3 件に係る返還請求（支出額の半額）

同会派の説明によれば、本件市会報告は、会派・議員の紹介、議会質問、視察報告、議会報告、連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は、見本がなく市会報告全ての費用の支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

(ウ) セキュリティソフト更新料に係る返還請求（支出額の全額）

同会派の説明によれば、専ら政務調査活動に従事している職員が情報の処理・取得業務を行うパソコンの利用に係るセキュリティソフトであるとしています。請求人は、払込受領証の宛名が議員名ではないとしますが、前記政務調査活動従事職員の宛名であり、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

ヒ 嶋田克興議員に係る返還請求（269,152 円）

(ア) 市議会だより、市政報告会案内関係経費 2 件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、いずれも市民に必要な情報を提供し、市民から有益な情報を得るものであるとしている一方、請求人は「選挙前でもあり」とするのみで（領収書日付は、平成 22 年 12 月 13 日及び 23 年 3 月 11 日）本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

(イ) 市政報告会場費に係る返還請求（支出額の半額）

請求人は、「もっと安価な会場はいくらでもある」としますが、同議員の説明によれば、議員事務所との距離、多くの市民に知られていること、交通の便、駐車場の整備、会場の規模その他の事情を考慮したものであるとしており、高額であることのみをもって、請求人が本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

フ 西田いさお議員に係る返還請求（527,244 円）

(ア) 市政報告関係経費 12 件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員の紹介、議会質問、議会報告、報

告会案内、連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は通信関係費用の全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

へ ざこ宏一議員に係る返還請求（1,019,057円）

(ア) 自治会費・交通安全協会費に係る返還請求（支出額の全額）

会費・負担金については、要綱第3条第3項及び第8項に政務調査目的の支出として認められています。請求人は、これらの会費を個人として支払うべきものとしていますが、同議員は、越水自治会及び西宮交通安全協会の役員に就任していることが認められるのに加え、同議員の説明によれば、自治会との意見交換により、地域の重要な情報を早期かつ円滑に取得できるものであり、また、交通安全協会への賛助を行うことにより、市行政と係わりのある交通安全業務に関する情報交換・情報収集が円滑に行われるとしており、単に一住民、一会員としての会費の支出ではなく、政務調査目的があるものと認められます。したがって、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

(イ) アルバイト代12件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、当該職員は、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っているとしている一方、請求人は、内容不明であり、継続雇用費用の全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

(ウ) 事務所家賃・管理費に係る返還請求（支出額の半額）

本件については、収支報告書の訂正が平成24年1月20日に行われ、半額充当とされました。これにより、支出合計金額が1,997,145円となりましたが、なお収入額（政務調査費充当額）1,800,000円を超過しているため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(エ) 市政報告関係経費6件に係る返還請求（支出額の半額）

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員紹介、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されているとしている一方、請求人は市会報告関係の全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。なお、請求人は、うち1件について領収書に日付がないとしていますが、銀行振込書により振込日は特定されており、不正な支出とはいえませんが。

ホ 長谷川久美子議員に係る返還請求（650,400円）

(ア) アンケート調査業務委託費に係る返還請求（支出額の全額）

同議員の説明によれば、本アンケートは、700世帯を対象とする大規模なもので、アンケートの作成から配布、回収、データ整理・入力、結果分析、結果報告書の作成業務までを委託したとしており、成果物も確認しました。請求人は、調査主体に疑問があるとしていますが、具体的根拠は明らかではなく、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえませんが。

(イ) 会場使用料・講師謝礼に係る返還請求（支出額の全額）

同議員の説明によれば、本件勉強会は、議員の政務調査活動として呼びかけ、実施したものとしています。請求人は、勉強会の費用は、同議員が所属している団体が負担すべきものであるとしていますが、講師謝礼の領収書は同議員宛となっております。会場使用料の使用申請の団体名欄に当該団体名を記載したのは、所属団体として記入したものであるとの同議員の説明は不合理とはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(2) 平成 23 年度政務調査費に係る返還請求

ア 公明党議員団に係る返還請求（8,958 円）

(ア) 宿泊費に係る返還請求（支出額の半額）

請求人は、東京での午前 10 時からの研修に前泊の必要はないとしますが、午前 7 時に新大阪駅を出発しても研修開始時刻に研修会場に到着できない場合に、前日から現地近隣で宿泊することは不合理とはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

イ 西宮グリーンクラブに係る返還請求（15,000 円）

(ア) ホームページメンテナンス料に係る返還請求（支出額の半額）

同会派に所属していた議員のブログのリンク先表示から、同会派のホームページの存在が推認でき、また議員の説明によれば、本件ホームページは、会派、議員の紹介、議会質問、視察報告、議会報告、会派連絡先が掲載されているとしています。

請求人は、ホームページの存在及び内容が確認できないため、全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ウ 岩下彰議員に係る返還請求（144,300 円）

(ア) 市政報告葉書代等 5 件に係る返還請求（支出額の半額）

(1)ウ(イ)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

エ 片岡保夫議員に係る返還請求（116,424 円）

(ア) 市政報告関係経費 4 件に係る返還請求（支出額の半額）

(1)エ(ア)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) 人件費に係る返還請求（支出額の半額）

(1)エ(イ)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

オ 河崎はじめ議員に係る返還請求（181,650 円）

(ア) 市政報告作成費に係る返還請求（支出額の半額）

(1)オ(ア)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

カ 小林光枝議員に係る返還請求（80,000 円）

(ア) 市政報告関係経費 4 件に係る返還請求（支出額の半額）

(1)カ(イ)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

キ 森池とよたけ議員に係る返還請求（71,332 円）

(ア) 市政報告郵送料3件に係る返還請求(支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件市政報告は、議員の紹介、市政報告、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は内容が不明であるとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) 書籍代に係る返還請求(支出額の全額)

資料購入費については、要綱第3条第5項において「調査研究活動のための図書、資料等の購入に要する経費」が政務調査費目的の支出として認められています。請求人は、購入日が任期最終日で読み切れず、政務調査費支出は不適としますが、同議員は、政務調査費の規定にのっとり任期内に購入された書籍代に充当されたものであり、不当なものとはいえないとしています。資料購入費は、調査研究活動のためであれば、必ずしも読み切ることが政務調査費充当の要件とはされておらず、手引きにおいても、5万円以上の備品のように耐用年数を考慮し、購入後の任期の期間分を充当可能額とする取り扱いはなされていないため、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ク 花岡ゆたか議員に係る返還請求(58,000円)

(ア) 市政報告切手葉書代3件に係る返還請求(支出額の全額)

本件については、錯誤による充当であったとして、当該経費を減額する収支報告書の訂正及び返還が平成24年1月18日に行われ、同月23日に市の収入としたため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

ケ 中尾孝夫議員に係る返還請求(226,893円)

(ア) 市政報告郵送料4件に係る返還請求(支出額の半額)

(1)シ(ウ)と同内容であり、請求人は、選挙直前とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) 人件費に係る返還請求(支出額の半額)

(1)シ(エ)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(ウ) 事務機器使用料に係る返還請求(支出額の半額)

(1)シ(オ)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(エ) 事務所家賃に係る返還請求(支出額の半額)

(1)シ(カ)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

コ 中川経夫議員に係る返還請求(75,310円)

(ア) 市政報告関係経費2件に係る返還請求(支出額の半額)

(1)ス(ア)と同内容であり、請求人は、選挙直前とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を明らかにしたとはいえず、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

サ 草加智清議員に係る返還請求(32,000円)

(ア) 人件費10件に係る返還請求(支出額の半額)

(1)セ(イ)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

シ 今村岳司議員に係る返還請求(333,020円)

(ア)市議会報告印刷費に係る返還請求(支出額の半額)

(1)ソ(ア)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ)勉強会旅費に係る返還請求(支出額の全額)

同議員の説明によれば、勉強会は議員の研修活動としての参加であるとしている一方、請求人は「今村塾東京校への参加?政務調査費支出の対象外」とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ス 田中正剛議員に係る返還請求(56,402円)

(ア)市政報告関係経費に係る返還請求(支出額の半額)

(1)タ(ア)と同内容であり、請求人は、選挙直前とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ)人件費(ホームページ更新等、市政報告配布)3件に係る返還請求(支出額の半額)

(1)タ(イ)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

セ 上向井賢二議員に係る返還請求(143,165円)

(ア)ホームページ作成に係る返還請求(支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件ホームページは、市政活動の報告の他、市政に対する課題などが掲載されているとしている一方、請求人は全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ)封筒印刷に係る返還請求(支出額の全額)

請求人は、「西宮を元気に変える」?対象外につき自費で」としますが、本件封筒印刷は市政報告送付用に印刷したもので、市政報告であることをわかりやすくするため「西宮を元氣にかえる」とのフレーズを名前と共に印刷したものとすると同議員の説明は不合理とはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(ウ)人件費に係る返還請求(支出額の半額)

(1)テ(ア)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ソ 大石伸雄議員に係る返還請求(106,800円)

(ア)PC用地デジチューナーに係る返還請求(支出額の全額)

請求人は、地デジチューナーが必要のない機能であり、支出対象外としますが、パソコンにテレビ放送視聴機能を付加することは、情報ツールとしてのパソコンの有効性を高めるとの同議員の説明は不合理とはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ)臨時職員賃金に係る返還請求(支出額の半額)

(1)ト(ア)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

タ 坂上明議員に係る返還請求(73,462円)

(ア) ガソリン代に係る返還請求(支出額の全額)

本件については、対象外分であり、気がつかないまま重複となっていたとして、収支報告書の訂正が平成24年1月31日に行われました。これにより、支出合計金額が406,313円となりましたが、なお収入額(政務調査費充当額)350,000円を超過しているため、請求人の返還請求は、その前提を欠くこととなっています。

(イ) 人件費2件に係る返還請求(支出額の半額)

(1)ナ(イ)と同内容であり、請求人は、内容不明とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

チ 篠原正寛議員に係る返還請求(171,677円)

(ア) 市政報告関係経費4件に係る返還請求(支出額の半額)

(1)ニ(ア)と同内容であり、請求人は、選挙直前とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ツ 吉岡政和議員に係る返還請求(880,000円)

(ア) 調査検討業務費に係る返還請求(支出額の全額)

同議員の23年度政務調査費収支報告書によれば、支出額1,007,380円に対し、収入額(政務調査費)は350,000円となっており、請求人の返還請求額880,000円のうち、350,000円を超える額530,000円の返還請求については、その前提を欠いています。また、同議員の説明によれば、本件調査検討業務は、西宮市生瀬町1丁目において計画されていた寄宿舍建設事業に関して、専門的なコンサルタントに依頼して調査・検討を行うために要した費用としています。請求人は、市政に関する調査研究との関係が不明とするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

テ やの正史議員に係る返還請求(96,675円)

(ア) 市政報告関係費用2件に係る返還請求(支出額の半額)

同議員の説明によれば、本件市政報告は、市政報告、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されているとしている一方、請求人は全額支出は認められないとするのみで、本件支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしたとはいえ、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

(イ) 人件費2件に係る返還請求(支出額の半額)

(1)ノ(ア)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

ト 日本共産党西宮市会議員団に係る返還請求(112,609円)

(ア) 職員給料2件に係る返還請求(支出額の半額)

(1)ハ(ア)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはい

えません。

ナ ざこ宏一議員に係る返還請求（30,000円）

(ア) アルバイト代に係る返還請求（支出額の半額）

(1)へ(1)と同旨であり、本件支出が政務調査費対象経費に該当しないものとはいえません。

以上のとおり、請求人が返還を求める政務調査費について、違法又は不当な支出であり、返還を要するという請求人の主張には、理由がないものと判断します。

別表

【平成 22(2010)年度】

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
公明党議員団	<p>712,587 円</p> <p>11 月 8 日 白井啓一市政レポート(2010 年秋季号) 14,000 円は、調査研究とは関係のない情報であり、政務調査費支出対象とは認められない。全額返還</p> <p>7 月 28 日 ホストマイグレーション実践講座(大川原成彦)など 3 件 87,960 円は、いずれも個人的な知識・技術習得にすぎず、市政等とのかかわりが明らかでない。全額返還</p> <p>4 月 2 日 山田ますと議会報告(18 号)189,000 円など 9 件 1,221,255 円の議会報告は、写真と名前が大きく、全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>白井啓一市政レポート(2010 秋号) 本レポートは、河川水路行政など市の行政の問題点と、その解決結果を分かりやすく市民に提示しているものであり、このことに限らず様々な行政課題を市民とともに調査研究するための重要なツールとなっているものである。</p> <p>ホストマイグレーション実践講座他(3 件) (ホストマイグレーション実践講座)行政実務におけるコンピューターの効率的な活用に今後有用と考えられるシステムである。(経営セミナー)企業再生の講座は、市の中小企業行政を行っていくための基礎的な知識を獲得するために有効な講座である。(日本オラクルセミナー)オリンパスの現場革命の講座は、創造的な業務革新・執行とは何かを考えていくために有用な講座であり、現場での課題克服の経験を市の行政に生かす方法の探求、議員の資質向上に非常に役に立つものである。</p> <p>山田ますと議会報告(18号~25号) 公開文書に添付の市政報告は、提出されたものの 1 ページだけを参考としてコピーしたものであり、全体の内容は、市政報告、議会報告、議員紹介、連絡先を記事としている。また、写真と名前が大きいという指摘については、誌面全体のバランスから見て当を得ていないものであり、読みやすい報告、発行者の明示という目的のためには、過大とはいえ、必要な大きさといえるものである。</p>
西宮グリーンクラブ	<p>748,391 円</p> <p>11 年 2 月 1 日 市政報告印刷折込代 1,045,330 円など市政報告経費 3 件 1,496,782 円は、見本なく、内容不明。 市政報告全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告 収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張することには理由がないといふべきである。 市政報告の内容も、会派、議員の紹介、議会質問、視察報告、議会報告、会派連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
岩下 彰	<p>505,947 円 12 月 20 日 議員手帳名入れ 600 円は、政務調査費支出の対象外。自費で行うものである。全額返還</p> <p>7 月 20 日 市政報告葉書代 225,000 円など市政報告経費 23 件 1,020,695 円は、見本なく、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>議員手帳名入れ 自らが使用する議員手帳の購入に政務調査費を充当することは、裁判例でも認められており、市で予算化して購入している事例があるなど、自費で行うものというのが一般的な考え方とは言えない。なお、手帳は全国市議会議長会でまとめて製作しているものを購入するもので、名入れというのは、西宮市の市名が入っているということであり、個人用として作られているものではない。</p> <p>市政報告経費 収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、この主張には理由がないというべきである。 市政報告の内容も、議員の紹介、市政報告、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>
片岡 保夫	<p>380,955 円 7 月 1 日 市政報告葉書代 200,000 円など 6 件 521,910 円、見本なく、内容不明。市政報告関係、全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p> <p>9 月 30 日 人件費(6 か月分)120,000 円など 2 件 240,000 円は、内容不明で、6 か月後払いか？全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告関係経費(6 件) 収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成 22 年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額請求を主張することには理由がないというべきである。 なお市政報告の内容も、議員の紹介、議会質問、議会報告が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p> <p>人件費(2 件) 9 月末と 3 月末に支出している人件費は、それぞれ 4 月から 9 月、10 月から 3 月の 6 ヶ月分ずつの後払い報酬である。 雇用する職員の賃金は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。内容が不明として請求対象とされているが、政務調査全般にわたる業務であり、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
河崎はじめ	<p>561,437 円</p> <p>10 月 20 日 市政報告作成費(源流通信 15 号)など 8 件 1,122,875 円、見本なく、内容不明。市政報告全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告経費(8 件)</p> <p>収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張することには理由がないというべきである。</p> <p>なお市政報告の内容も、議員の紹介、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>
栗山 雅史	<p>399,023 円</p> <p>8 月 10 日 広報誌印刷代 147,210 円 など 6 件 798,047 円は、見本なく、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>広報誌関係経費(6 件)</p> <p>収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、これには理由がないというべきである。また、実際には、市政報告は、領収書とともに提示しているが、条例・規則などでの添付義務がないため参考資料として公開の対象となっていないものである。</p> <p>市政報告の内容も、議員紹介、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>

会派名又は 議員氏名	請求人が指摘する 返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
小林 光枝	440,450 円 5月2日 パソコン代金 94,300 円は、1年の使用で 全額政務調査費支出は認め られない。半額返還	事務費・パソコン代 パソコンは、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも 対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動 に不可欠ともいえる用具である。平成 22 年度においては 使用期間についての規定等は無く、適正に使用しており、 政務調査費を全額充当するに当たって問題があるとはいえ ない。
	7月8日 議会報告作成人 件費 40,000 円など 11 件 647,000 円は、一部内容不明。 議会報告への全額政務調査 費支出は認められない。半額 返還	議会報告関係経費（11 件） 全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのこ とを根拠付ける規定、基準はなく、半額返還というのは一 方的な主張であり、本請求には理由がない。 一部内容不明との主張であるが、実際には、市政報告は 領収書とともに提示しており、条例・規則などでの添付義 務がないため、参考資料として公開の対象となっていない ものであるが、抄本として一部を添付している。その市政 報告の内容は、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先な どが掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に 関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれ に対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のも のであることは明らかである。
	3月15日 議会報告コピ ー代 69,800 円は、領収書偽 造か？支出は認められない。 全額返還	なお、3月15日支出の69,800円については、錯誤によ る充当であったため、平成 23 年 12 月 27 日に返還してい る。
田中 渡	65,075 円 6月23日 葉書代 20,000 円など7件 98,500 円は、市 政報告のようですが資料な く、内容不明。全額政務調査 費支出は認められない。半額 返還	広報経費（7 件） 収支報告書に添付することを定められているのは、領収 書であり、請求の対象である平成 22 年度においては、個々 の支出成果物の添付までは必要とされていない。このこ とから見本がないことのみをもって、半額請求を主張するこ とには理由がないというべきである。
	7月18日 デジタルカメ ラ 30,450 円は、1年の使用 で全額政務調査費は認めら れない。半額返還	事務費・デジタルカメラ デジタルカメラについては、政務調査活動に使用するた め購入し、適正に使用している。平成 22 年度において使 用期間の定めは無く、政務調査費を充当するに当たって問題 があるとはいえない。
	12月13日 議員手帳名入 れ 600 円は、政務調査費支 出の対象外。自費で行うもの である。全額返還	議員手帳名入れ 自らが使用する議員手帳の購入に政務調査費を充当す ることは、裁判例でも認められており、市で予算化して購 入している事例があるなど、自費で行うものというのが一 般的な考え方とは言えない。なお、手帳は全国市議会議長 会でまとめて製作しているものを購入するもので、名入れ というのは、西宮市の市名が入っているということであ り、個人用として作られているものではない。

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
森池とよたけ	<p>360,000 円</p> <p>12月30日 調査補助業務(4～12月分) 540,000 円など2件 720,000 円は、内容不明で、後払い2回。継続雇用で、全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>人件費・調査補助業務(2件)</p> <p>人件費については、12月末と3月末に後払いしている。継続雇用であることをもって、返還請求理由としているが、専門的な政務調査活動を行うためには、継続的な従事が有効であることは明らかであり、この請求理由には根拠がない。</p> <p>雇用する職員の賃金は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。内容が不明として請求対象とされているが、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている。調査結果は、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されているため、政務調査活動であることは明らかである。</p>
花岡 ゆたか	<p>244,285 円</p> <p>11年2月10日 市政報告印刷代 315,000 円など10件 488,570 円は、見本なく、内容不明。市政報告全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告関係経費(10件)</p> <p>収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張することには理由がないというべきである。</p> <p>市政報告の内容も、議員の紹介、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
和田とよじ	<p>686,647 円</p> <p>8月13日 市政報告作成費 + 封筒代 159,390 円など 15 件 1,373,294 円は、見本なく、内容不明。市政報告、全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告作成費等（15件）</p> <p>収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、これには理由がないというべきである。また、実際には、市政報告の実物は、領収書とともにすべて提示しているが、条例・規則などでの添付義務がないため参考資料として公開の対象となっていないものである。</p> <p>市政報告の内容も、議員紹介、議会質問と答弁、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、一切掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p> <p>なお市政報告は、市民に対する市政情報の提供、及び意見聴取のためという議員活動の根幹をなすものであり、これを明確な根拠もなく監査請求の対象とすることは、議員の市民への意見表明機会などの表現の自由を侵害し、一般論として監査請求のたびごとに、各議員の政治活動を抑制する萎縮効果を及ぼすものとすれば、民主主義にとって最も重要な精神的な自由、政治活動の自由を奪い、あるいは、侵害することにもなりかねない。さらに、政務調査費の使用を縮減することにより、資金のある議員と資金のない議員との差をより一層拡大することにもつながり、議員の市当局への監視・意見の点においても、議員間での不平等を生じるおそれがあり、かえって市民自体の不利益にも繋がるものと言え、議員活動を制約するに等しい行為であることを申し添えておく。</p>

会派名又は 議員氏名	請求人が指摘する 返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
中尾 孝夫	780,062 円	すべての項目について、条例・規則・要綱に基づき支出している。請求者が主張する半額返還等の根拠が不明である。
	5月7日～11年2月13日 日当 18 日分 34,200 円の近 隣日当は認められない。全額 返還	日当 18 日分 準拠している職員等の旅費に関する条例・同施行規則 に基づく近隣日当の規定により支出しているものであ る。
	11月11日 葉書代 10,000 円など2件 15,000 円は、見 本なく内容不明。全額政務調 査費支出は認められない。半 額返還	葉書代（2件） 当該葉書は政務調査活動のための通信に要するもの で、その内容は個々に相違するため見本などは存在しな い。
	11 年 1 月 24 日 郵送料 6,500 円など 5 件 166,725 円は、送付物不明につき、全 額政務調査費支出は認めら れない。半額返還	郵送料（5件） 内容は市政報告等の送付に要するものである。
	9月 人件費 50,000円(日 付けなし)など7件 350,000 円は、内容不明。全額政務調 査費支出は認められない。半 額返還	人件費（9月～3月）7件 政務調査活動を補助する臨時に雇用する職員に要する賃 金である。
	4月30日 事務機器使用 料 30,000 円など 12 件 360,000 円は、内容不明につ き、全額政務調査費支出は認 められない。半額返還	事務機器使用料(4月～3月) 政務調査活動のためコピー機、印刷機等の各種事務機 器を使用しているものである。また、後援会等の諸活動 は別に設置している事務所で対応している。
	4月30日 事務所家賃 50,000 円など 12 件 600,000 円、事務所家賃の全額政務調 査費支出は認められない。半 額返還	事務所家賃（4月～3月） 政務調査活動のため事務所を賃貸借しているものであ る。また、後援会等の諸活動は別に設置している事務所 で対応している。

会派名又は 議員氏名	請求人が指摘する 返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
中川 経夫	<p>135,225 円</p> <p>10 月 22 日 市政報告配布代 50,000 円など 6 件 270,450 円は、見本なく、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告関係経費（6 件）</p> <p>収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成 22 年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、これには理由がないというべきである。</p> <p>また市政報告の内容も、議会質問、議会報告などが掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>
草加 智清	<p>558,464 円</p> <p>8 月 31 日 市議会報告印刷代(12 号) 157,500 円など 7 件 706,528 円は、見本なく、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p> <p>4 月 29 日 アルバイト代 32,000 円など 12 件 410,400 円、継続雇用費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告経費（7 件）</p> <p>収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成 22 年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、これには理由がないというべきである。</p> <p>また市政報告の内容も、議会質問、議会報告などが掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p> <p>人件費（12 件）</p> <p>継続雇用をもって返還請求理由としているが、専門的な政務調査活動を行うためには、継続的な従事があることは明らかであり、この請求理由には根拠がない。また、この職員は、写真撮影や市民からの意見聴取等、調査活動の補助を担っており、その調査の成果は、定例会や委員会での質問に生かされている。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
今村 岳司	602,700 円 12月25日市議会報告印刷費598,500円など2件1,205,400円は、選挙前の大量作成。全額政務調査費支出は認められない。半額返還	市議会報告印刷費(2件) 市政報告の配布時期が、市議会議員選挙の前であっても、そのことをもって、政務調査活動の目的である議員の議会活動の報告を行うことが制約されるものではない。そもそも、「選挙活動」は選挙が公示されてから投票されるまでの期間の活動のことをいうのであり、それ以外の時期の活動は法律的にも「選挙活動」ではなく、「選挙の事前活動」とするのであれば、むしろ違法行為である。また、「選挙前」というのはいつからの時期をいうのかも規定できず、法律上も選挙期間以外に「選挙前の時期」という規定はない。選挙期間以外に、市民に必要な情報を提供し、市民から有益な情報を得ることは、正当な活動であり、この請求には理由がない。
田中 正剛	424,505 円 7月1日・市議会報印刷代62,505円など6件732,135円は、見本なく内容不明。市議会報告の全額政務調査費支出は認められない。半額返還 4月14日アルバイト代3,400円など18件116,875円、全額政務調査費支出は認められない。半額返還	市議会報印刷代(6件) 収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、これには理由がないというべきである。 また市政報告の内容も、議員の紹介、議会質問、議会報告、連絡先などが掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。 アルバイト代・配布作業代(4月~3月) 全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。 アルバイト代としているものは、市政報告の配布や調査研究の補助、HPへの市政報告のアップ作業など、それぞれ政務調査目的の内容がある。また、配布対象である市政報告の内容も、議員紹介、市政報告、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
澁谷 祐介	252,874 円 5月11日 市政報告印刷代(21号) 96,464 円など4件 385,262 円は、見本なく内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還	市政報告印刷代(4件) 収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、これには理由がないというべきである。 また市政報告の内容も、議員の紹介、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。
	2月3日 市政報告特別号 60,243 円は、領収書が後援会宛で、対象外支出である。全額返還	市政報告(特別号)印刷代 市政報告特別号に関する経費については、半額を充当していたが、平成24年1月25日に返還手続きを終了している。
木村嘉三郎	226,068 円 5月27日 カサブロー通信31号配布料 110,869 円など4件 424,387 円、全額を政務調査費支出することは認められない。半額返還	カサブロー通信31~34号配布料 全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。 市政報告の内容も、議員の紹介、市政報告、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。
	8月10日 ホームページ更新料 6,300 円など3件 27,750 円、ホームページに「木村嘉三郎を応援する会」の記載がある。半額返還	ホームページ更新料(3回) ホームページの内容は、議員の紹介、議会質問、議会報告、市政報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。ページ内にある「応援する会」の記述は、あくまで議員の連絡先としての記載にすぎず、市民からの意見聴取に必要な事項である。

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
上向井賢二	<p>634,021 円 5月8日 人件費(4月分) 29,064 円など 11 件 326,824 円、継続雇用費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>人件費(11 回分) 継続雇用をもって返還請求理由としているが、専門的な政務調査活動を行うためには、継続的な従事が有効であることは明らかであり、この請求理由には根拠がない。</p> <p>アルバイトの方には時間雇用で勤務していただいたが、以下のとおり、議員の政務調査活動に大きな貢献をされた。</p> <p>パソコンの操作やホームページなどに明るく、ボイスレコーダの聞き取りやまとめ、資料の収集、機関紙の校正、編集、発送事務など様々な仕事を担った。</p> <p>海外滞在経験が長く、高い語学力と豊富な国際感覚からグローバルな見方ができるため、特に、平成 23 年 12 月の質問「国際交流のあり方について」は、3 年にわたる調査でやっと実現した。その人脈や語学力によって、外務省やアフリカ各国の在日大使館、現地の市役所、商工会議所などとの折衝、その後の現地の消防本部への消防車の寄贈など、諸手続きを円滑に行うことができた。</p> <p>転勤族としてのネットワークを利用して、西宮の新住民の意見集約にも大いに役立ち、昨年質問の「医療安全支援センター」や、学校でのいじめなどの具体的な問題の把握も、その人脈からもたらされた成果である。</p>
	<p>8月18日 市会報告(こもれび 15 号)作成費 189,588 円など 10 件 941,220 円は、見本なく、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告経費(10 件) 収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成 22 年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、これには理由がないというべきである。</p> <p>市政報告の内容も、議員紹介、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
大石 伸雄	492,000 円 4月(日付けなし・以下同じ) 従業員賃金 84,000 円など 12 件 984,000 円は、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還	従業員賃金(4月～3月) 事務所に雇用する職員の賃金は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。内容が不明として請求対象とされている職員が勤務する事務所は、後援会活動、政党活動、一般的な議員活動を行う事務所とは別に、専ら政務調査活動を行うために開設されているものであり、当該職員も議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている。調査結果は、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されており、その内容は、議事録により閲覧することは可能である。
坂上 明	774,290 円 11 年 2 月 28 日 市政報告作成代 247,800 円など 9 件 354,290 円は、見本なし。市政報告とあるが、選挙直前であり、政務調査費支出は認められない。全額返還 4月30日 人件費(政務調査活動補助に伴う給与・4月分) 70,000 円など 12 件 840,000 円、継続雇用費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還	市政報告関係経費(9件) 収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張することには理由がないというべきである。 また、市政報告の作成時期が、市議会議員選挙年の2月上旬であるとしても、そのことをもって、政務調査活動の目的である議員の議会活動の報告を行うことが制約されるものではなく、そのような用途基準などは定められていない。なお、市政報告は、これまで毎年2月頃に発行しており、市民に必要な情報を提供し、市民から有益な情報を得ることは、正当な活動であり、この請求には理由がない。 市政報告の内容も、議員の紹介、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。 人件費(政務調査補助、4月～3月) 継続雇用をもって返還請求理由としているが、専門的な政務調査活動を行うためには、継続的な従事が有効であることは明らかであり、この請求理由には根拠がない。

会派名又は 議員氏名	請求人が指摘する 返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
篠原 正寛	<p>561,108 円</p> <p>7月5日 市政報告配布料 137,707 円など 12 件 855,517 円は、見本紙なく、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p> <hr/> <p>7月21日 しのまさ通信 13号印刷代 159,600円(領収金額：236,250 円)</p> <p>11年1月19日 しのまさ通信 15 号印刷代 126,000円(同:202,650 円)</p> <p>11年2月7日 しのまさ通信 14 号印刷代 157,500 円(同：180,600 円)</p> <p>上記3件は、やはり半額とすべきである。支出額との差額の返還(公費負担額と領収金額の2分の1との差額 133,350 円)</p>	<p>市政報告関係経費等(15件)</p> <p>市政報告は、領収書とともに提示しているが、条例・規則などでの添付義務がないため、参考資料として公開の対象となっていないものである。しかし、このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、これには理由がないというべきである。</p> <p>市政報告の内容も、議会質問、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>
中村 武人	<p>361,000 円</p> <p>6月7日～6月25日 委託費 120,000 円など4件 464,000 円は、成果不明につき、全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p> <hr/> <p>7月5日～9日 委託+通信費 78,000 円など13件 258,000 円は、事務作業のようだが、全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>調査研究費・委託費(4件)</p> <p>委託料については、市や関係団体への調査活動費用であり、領収書と同時に提出している活動報告書に個々の事項を記載している。委員会、定例会での質問事項に関わる調査や、市民からの意見聴取等の調査事務など重要な業務である。またその調査結果は、定例会等での質問等に生かされている。内容については、議事録等で確認も可能であり、政務調査目的のものであることは明らかである。</p> <hr/> <p>広報広聴費・委託費+通信費(2件)</p> <p>広報・広聴のために使用した委託料や通信料は、政策スタッフ代表者からの市政意見収集費用であり、領収書と同時に提出している活動報告書に個々の事項を記載している。市民からの意見聴取は重要な業務であり、またその結果は、定例会等での質問等に生かされており、政務調査目的のものであることは明らかである。</p> <hr/> <p>広報広聴費・委託費(11件)</p> <p>広報・広聴のために使用した委託料は、政策スタッフ代表者からの市政意見収集費用であり、領収書と同時に提出している活動報告書に個々の事項を記載している。市民からの意見聴取は重要な業務であり、またその結果は、定例会等での質問等に生かされており、政務調査目的のものであることは明らかである。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
吉岡 政和	300,000 円 4月1日 事務員人件費 50,000 円など 12 件 600,000 円は、内容不明。継続雇用費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還	事務員人件費（12件） 平成21年度の監査請求に対して報告した際の被雇用者の就労状況、雇用条件等に何らの変更もないので、21年度の報告と同一であり、今回特に回答することはない。
やの 正史	150,000 円 6月30日 パソコン作業及び調査依頼 30,000 円など 10 件 300,000 円は、内容不明。継続雇用費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還	パソコン作業及び調査依頼（6月～3月） 政務調査活動を行ううえでパソコンの利用は不可欠であり、パソコンで調査・広報関係や分析・まとめの文書を作成することは、政務調査費の正当な使用と考える。また、このパソコンの作業は、調査活動と一体のものとして行われるときその効果は高いものである。調査結果は、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されており、その内容は、議事録により閲覧することは可能である。 また、継続雇用をもって返還請求理由としているが、専門的な政務調査活動を行うためには、継続的な従事が有効であることは明らかであり、この請求理由には根拠がない。
日本共産党 西宮市会議 員団	1,888,472 円 4月20日 人件費(4月分) 173,420 円など 12 件 1,917,820 円、継続雇用費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還 7月28日 市会報告(83号) 590,379 円など 3 件・1,849,674 円は、見本なし。市会報告全ての費用を政務調査費支出は認められない。半額返還 11年1月12日 セキュリティソフト更新料() 4,725 円、 という名の議員はいない。政務調査費支出として認められない。全額返還	人件費（4月分～3月分） 継続雇用をもって返還請求理由としているが、専門的な政務調査活動を行うためには、継続的な従事が有効であると考えられる。半額返還という請求理由には根拠がない。 なお、当該職員の就労については、就業規則を定め、政務調査のみに従事するものとしている。 市会報告（83～85号）関係経費 収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張することはあたらない。 なお、市政報告の内容も、会派、議員の紹介、議会質問、視察報告、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものである。 セキュリティソフト更新料 現在の情報の処理、取得環境のなかで、専ら政務調査活動に従事している職員が当該業務を行うためには、パソコンの利用、インターネットとの接続は、不可欠ともいえる。そしてこのためには、パソコンにセキュリティソフトを装備することも、不可欠の要素であり、従事職員が事務所で使用するパソコンのセキュリティソフトの更新料に政務調査費を充当することは正当である。

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
嶋田 克興	<p>269,152 円</p> <p>12 月 13 日 印刷費及びはがき立替代(議会だより 1 月号) 235,500 円など 2 件 469,005 円は、選挙前でもあり、全額を政務調査費支出することは認められない。半額返還</p> <hr/> <p>11 年 2 月 1 日 市政報告会会場費 69,300 円は、結婚披露宴でもするならともかく、もっと安価な会場はいくらでもある。半額返還</p>	<p>市議会だより関係経費(2 件)</p> <p>市議会だより、市政報告会案内の作成時期が、市議会議員選挙月の前年の 12 月あるいは、前月の 3 月上旬であるとしても、そのことをもって、政務調査活動の目的である議員の議会活動の報告を行うことが制約されるものではない。そのような用途基準などは定められていない。それぞれ従来から継続的に実施しているものであり、市民に必要な情報を提供し、市民から有益な情報を得ることは、正当な活動であり、この請求には理由がない。</p> <hr/> <p>市政報告会会場費</p> <p>本会場は、議員の事務所の近隣であり、多くの市民に知られていること、交通の便、駐車場の整備、会場の時間設定など報告会の運営上、非常に有利である。また、250 人規模での報告会を開催できる適当な会場は、近隣では他になく、安価という基準のみをもって返還請求の対象とすることは不適切である。</p>
西田いさお	<p>527,244 円</p> <p>4 月 22 日 市会報告印刷代(西田いさお通信 12 号) 144,690 円など 12 件 1,054,488 円、通信関係費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告関係経費(12 件)</p> <p>通信関係費用の全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。</p> <p>市政報告を行うことは義務と考えており、その内容も、議員の紹介、議会質問、議会報告、報告会案内、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
ざこ 宏一	<p>1,019,057 円 4 月 15 日 自治会費 1,200 円・6 月 28 日 交通安全協会費 5,000 円の 2 件 6,200 円、政務調査費支出は認められない。全額返還</p>	<p>自治会費 自治会は市行政の根幹であり、自治会との意見交換を行うことにより、地域の重要な情報を早期かつ円滑に取得できる。これは議員の政務調査にとって欠くことのできない活動である。その自治会の運営に必要な経費につき、一方的に効果を得るのではなく、その一部を負担しようとするものであり、政務調査費の正当な支出と考える。</p> <p>交通安全協会費 交通安全協会への賛助を行うことにより、市行政と係わりのある交通安全業務に関する情報交換・情報収集が円滑に行われるものである。</p>
	<p>4 月 27 日 アルバイト代 39,000 円 など 12 件 396,000 円は、内容不明。継続雇用費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>アルバイト代（4 月～3 月） 事務所に雇用する職員の賃金は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。内容が不明としているが、請求対象とされている職員は、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている。調査結果は、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されており、その内容は、議事録により閲覧することは可能である。また、市政報告の内容にも反映されている。</p> <p>また、継続雇用をもって返還請求理由としているが、専門的な政務調査活動を行うためには、継続的な従事が有効であることは明らかであり、この請求理由には根拠がない。</p>
	<p>4 月 1 日 家賃 + 管理費 50,000 円 など 12 件 600,000 円、事務所費全額の政務調査費支出は認められない。半額返還。</p>	<p>事務所家賃・管理費 平成23年4月1日より施行された「政務調査費運用に関する手引き」で、明確に区分できる場合を除いて支出額の2分の1を上限として充当することができることとされていることを受け、平成23年度から半額充当としているが、この機会に22年度分も半額充当とする収支報告書の訂正を平成24年1月20日に行った。</p>
	<p>12 月 27 日 市政報告印刷代 296,100 円など 6 件 1,029,714 円は、見本なし。市会報告関係の全額政務調査費支出は認められない。ニュースレターポストイン料 55,854 円の領収書に日付なし。半額返還</p>	<p>市政報告関係経費（6 件） 収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である平成22年度においては、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張するのは一方的な主張であり、これには理由がないというべきである。また、実際には、市政報告は、その一部を領収書とともに提示しているが、条例・規則などでの添付義務がないため参考資料として公開の対象となっていないものである。</p> <p>市政報告の内容も、議員紹介、議会報告、市政情報、連絡先などが掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
長谷川久美子	<p>650,400 円</p> <p>11 年 1 月 30 日 アンケート調査業務委託費 620,000 円は、高額委託だが、成果物の添付なし。追加提出資料の報告ダイジェスト版には発行「船出」とされ、調査主体に疑問があり、政務調査費支出は認められない。全額返還</p>	<p>アンケート調査業務委託費</p> <p>本調査委託は委託仕様書等でも明らかなように、700世帯を対象とする大規模なもので、アンケート作成から、配布・回収、データ整理・入力、結果分析、報告書の作成までを網羅したものである。</p> <p>調査内容は、本市において最大の課題ともいべき子育て問題の改善策の前提諸条件に関するもので、政務調査に深く関わるものである。報告書も冊子として提出し、内容確認を受け、入力データも電子化して整理済みである。調査委託にあたっては、一括委託で政務調査費に充当することが可能である旨、事前に事務局の確認もとっている。</p> <p>収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから成果物がないことをもって、対象外とすることには理由がないというべきである。</p> <p>なお、請求人が資料として提出したダイジェスト版は、調査の結果を生かした一つの成果で、多くの協力者とともに作成したものであるが、政務調査費の委託業務には含まれていない。</p> <p>また、調査主体に疑問があるとの指摘に、具体的な根拠が示されていないが、調査は、議員が自らの企画・方針に基づき実施を決定し、調査の委託先も子育てに関する事項について実績をもつ団体を選定したものであり、ダイジェスト版は当該委託業務と関係なく請求理由に該当しないため、「対象外」とすることには理由がない。</p>
	<p>10 月 7 日 会場使用料 400 円、10 月 25 日 講師謝礼 30,000 円の 2 件 30,400 円。10 月 7 日の会場使用料、10 月 25 日の勉強会費用は「パンセ西宮」が負担すべきものである。全額返還</p>	<p>会場使用料・講師謝礼（勉強会）</p> <p>パンセ西宮は、阪神間を中心に、人権を市民とともに考え、守り、向上を図ろうとする団体である。一方、本勉強会は、この団体ではなく、あくまで議員が政務調査活動として実施したものである。勉強会の市民交流センター使用申し込みに際して団体名を記入したのは、個人ではなく所属団体名を記入するように受付職員から指示があったためである。</p> <p>講師謝礼についても、議員個人として講師を依頼し、謝礼の支払いを行っており、領収書も議員個人あてとなっている。</p> <p>勉強会は、子ども達の育成にとって重要なことではあるが、目を背けられがちな性的問題について、市民と共に考え、問題点を探るうえで非常に有益であり、学校教育、家庭教育における子育てのあり方を行政の立場で考えていくうえで参考となるものであった。</p> <p>以上のことから請求には、理由がない。</p>

【平成 23(2011)年度】

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
公明党議員団	8,958 円 5月11日 宿泊費 17,916 円、東京(午前)10 時からの研修に前泊の必要はない。半額返還	宿泊費(山田ますと) 出張に際しての旅費の算定は実費によっており、日当などは算入していない。今回のような朝から開催される研修については、研修効果などの点から、早朝出発が良いのか、前日から宿泊するのが良いのか、個々に判断している。その際に、判断の基準としているのが、市の公務出張における基準であり、この結果、午前7時に新大阪を出発して、研修開始時刻の午前10時に研修会場に到着できない今回は、前泊を選択したものであり、請求のように宿泊費不要とする判断は当を得ていない。
西宮グリーンクラブ	15,000 円 6月1日 ホームページメンテナンス料 30,000 円。ホームページの存在及びその内容が確認できないため、全額政務調査費支出は認められない。半額返還	ホームページメンテナンス料 全額支出は認められないとの請求であるが、そのことを根拠付ける規定、基準、内容はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。 また、ホームページの内容も、会派、議員の紹介、議会質問、視察報告、議会報告、会派連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。このことは、平成19年度の政務調査費の執行に係る住民訴訟に対する裁判所の判断においても認められているものである。
岩下 彰	144,300 円 5月2日 市政報告葉書代 100,000 円など5件 288,600 円、市政報告関係費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還	市政報告経費(5件) 全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。 市政報告の内容も、議員の紹介、市政報告、議会報告、視察報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
片岡 保夫	<p>116,424 円</p> <p>4 月 11 日 市政報告用葉書代 150,000 円など 4 件 192,848 円、市政報告関係費用の全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p> <hr/> <p>5 月 31 日 人件費 40,000 円は、内容不明につき、全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告経費（4 件）</p> <p>全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。</p> <p>なお市政報告の内容も、添付見本のとおり市政報告、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p> <hr/> <p>人件費（2 か月分）</p> <p>雇用する職員の賃金は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。内容が不明として請求対象とされているが、政務調査全般にわたる業務であり、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている。</p>
河崎はじめ	<p>181,650 円</p> <p>4 月 30 日 市政報告(源流通信 17 号)作成料 363,300 円、市政報告全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告作成費（源流通信17号）</p> <p>全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。</p> <p>市政報告の内容も、議員の紹介、市政報告、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>
小林 光枝	<p>80,000 円</p> <p>5 月 13 日 市政報告葉書 50,000 円など 4 件 160,000 円、全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>市政報告経費（4 件）</p> <p>全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。市民に対して、こうした形で市政報告を行い、情報を提供することは議員として重要な任務であり、市政報告の内容も、市政報告、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
森池 豊武	<p>71,332 円</p> <p>4月4日 市政報告郵送料 126,285 円(3件)は、見本なく、内容不明につき、半額返還</p>	<p>市政報告郵送料(3件)</p> <p>収支報告書に添付することを定められているのは、領収書であり、請求の対象である交通通信費については、個々の支出成果物の添付までは必要とされていない。このことから見本がないことのみをもって、半額返還を主張することには理由がないというべきである。</p> <p>なお、市政報告の内容も、議員の紹介、市政報告、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。</p>
	<p>6月10日 書籍代 8,190 円は、任期最終日につき読み切れず、政務調査費支出は不適。全額返還</p>	<p>書籍代</p> <p>資料購入費については、政務調査費の規定にのっとり任期内に購入された書籍代に充当されたものであり、不当なものとはいえない。</p>
花岡ゆたか	<p>58,000 円</p> <p>4月1日 市政報告用切手代 8,000 円など3件 58,000 円は、6月議会用? 改選前の購入は選挙用の疑いがあり、政務調査費支出の対象外</p>	<p>市政報告用切手葉書代(3件)</p> <p>4月1日支出の切手代、4月11日支出のハガキ代については、錯誤による充当であったため、当該経費を減額する収支報告書の訂正を平成24年1月18日に行い、同月23日に返還した。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
中尾 孝夫	226,893 円	すべての項目について、条例・規則・要綱・手引きに基づき支出している。請求者が主張する半額返還の根拠が不明である。
	4月14日 市政報告郵送料 67,955 円(4件)は、選挙直前。半額返還	市政報告郵送料(4件) 市政報告は通年にわたり定期的・継続的に行っているものであり、選挙とは無関係である。
	5月8日 臨時職員賃金(4月分) 95,500 円など3件 199,166 円は、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還	臨時職員賃金(4月~6月)人件費(3件) 内容は政務調査活動を補助する臨時に雇用する職員に要する賃金である。
	4月28日 事務機器使用料 30,000 円など3件 70,000 円、全額政務調査費支出は認められない。半額返還	事務機器使用料(4月~6月)3件 政務調査活動のためコピー機、印刷機等の各種事務機器を使用しているものである。また、後援会や選挙等の諸活動は別に設置している事務所で対応している。
	4月28日 事務所家賃 50,000 円など3件 116,666 円、事務所家賃の政務調査費全額支出は認められない。半額返還	事務所家賃(4月~6月)3件 政務調査活動のため事務所を賃貸借しているものである。また、後援会や選挙等の諸活動は別に設置している事務所で対応している。
中川 経夫	75,310 円 4月6日 市政報告配布代 99,160 円など2件 150,620 円は、選挙直前。全額政務調査費支出は認められない。半額返還	市政報告経費(2件) 市政報告会の配布時期が、市議会議員選挙の前であるとしても、そのことをもって、政務調査活動の目的である議員の議会活動の報告を行うことが制約されるものではない。そのような用途基準などは定められていない。市民に必要な情報を提供し、市民から有益な情報を得ることは、正当な活動であり、この請求には理由がない。

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
草加 智清	<p>32,000 円</p> <p>4月2日 人件費 6,400 円など 10 件 64,000 円は、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>人件費（4/2～6/5・10件）</p> <p>政務調査を補助する職員の雇用に要する経費は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。今回、請求の対象となっている人件費は、1 回あたりの経費、回数も常識的なものであり、政務調査に関する人件費と説明されている。半額請求というのは一方的主張であり、請求理由には根拠がない。</p> <p>内容が不明としているが、写真撮影や市民からの意見聴取等、調査活動を行っており、調査結果のほとんどは、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されており、その内容は、議事録により閲覧することは可能である。</p>
今村 岳司	<p>333,020 円</p> <p>4月1日 市議会報告印刷代(第4号) 609,000 円は、選挙直前。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p> <hr/> <p>5月20日 勉強会旅費 28,520 円は、今村塾東京校への参加？政務調査費支出の対象外。全額返還</p>	<p>市議会報告印刷費（第4号）</p> <p>市政報告の配布時期が、市議会議員選挙の前であるとしても、そのことをもって、政務調査活動の目的である議員の議会活動の報告を行うことが制約されるものではない。そもそも、「選挙活動」は選挙が公示されてから投票されるまでの期間の活動のことをいうのであり、それ以外の時期の活動は法律的にも「選挙活動」ではなく、「選挙の事前活動」とするのであれば、むしろ違法行為である。また、「選挙前」というのはいつからの時期をいうのかも規定できず、法律上も選挙期間以外に「選挙前の時期」という規定はない。選挙期間以外に、市民に必要な情報を提供し、市民から有益な情報を得ることは、正当な活動であり、この請求には理由がない。</p> <hr/> <p>勉強会旅費</p> <p>勉強会は、あくまで議員の研修活動としての参加である。このような場で地方行政、議員活動について関心が高い人たちと意見交換を行うことは非常に有意義であり、請求には根拠がない。また、各分野で活躍する参加者たちの意見をきくことや、西宮と状況の異なる自治体の状況報告をきくことは、政務調査活動として非常に有意義である。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
田中 正剛	56,402 円 5月12日 市政報告(28号) 89,005 円は、選挙直前。半額返還	市議会報告印刷費(第28号) 市政報告会の配布時期が、市議会議員選挙の前であっても、そのことをもって、政務調査活動の目的である議員の議会活動の報告を行うことが制約されるものではない。そのような用途基準などは定められていない。内容も議会報告であり、市民に必要な情報を提供し、市民から有益な情報を得ることは、正当な活動であり、この請求には理由がない。
	5月12日 人件費(ホームページ更新等) 13,600 円など3件 23,800 円、全額政務調査費支出は認められない。半額返還	人件費(ホームページ更新等・3件) 全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。 また、人件費の用途も政務調査目的であることは明らかであり、作業対象である市政報告、ホームページの内容も、議員紹介、市政報告、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。
上向井賢二	143,165 円 5月20日 ホームページ作成 108,800 円、全額政務調査費支出は認められない。半額返還	ホームページ作成費 ホームページでは、市政活動の報告の他、市政に対する課題などが掲載され、政務調査活動にあたるものである。全額充当は問題ないものと考えられる。
	5月31日 封筒印刷 77,805 円は、「西宮を元気に変える」? 政務調査費対象外につき自費で。	封筒印刷 市政報告送付用に印刷したものであるが、市政報告であることをわかりやすくするため、「西宮を元気に変える」とのフレーズを封筒の議員氏名の上に印刷したものである。
	6月10日 人件費 21,920 円は、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還	人件費 雇用する職員の賃金は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。内容が不明として請求対象とされているが、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている。調査結果は、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されているため、政務調査活動であることは明らかである。(平成22年度分に係る請求に対する補足説明参照)

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
大石 伸雄	<p>106,800 円</p> <p>5月8日 PC用地デジチューナー 16,800 円は、必要ない機能であり、支出対象外。全額返還</p>	<p>PC用地デジチューナー</p> <p>現代社会において多様化する情報手段・媒体のなかで、パソコンは中心的なツールといえる。また、テレビ放送は、その速報性、ビジュアル性、内容の多様性からみて、政務調査活動に非常に有用である。このためパソコンにテレビ放送視聴機能を付加することは、情報ツールとしてのパソコンの有効性を高めることとなるうえに、政務調査情報の取得を効率的にするものであり、請求には理由がない。</p>
	<p>4月(日付けなし) 臨時職員賃金 76,000 円など3件 180,000 円は、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>臨時職員賃金(4月～6月)</p> <p>事務所に雇用する職員の賃金は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。内容が不明として請求対象とされている職員が勤務する事務所は、後援会活動、政党活動、一般的な議員活動を行う事務所とは別に、専ら政務調査活動を行うために開設されているものであり、当該職員も議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている。調査結果は、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されており、その内容は、議事録により閲覧することは可能である。</p>
坂上 明	<p>73,462 円</p> <p>4月29日 ガソリン代(シナジーF1) 3,462 円は、2台目の給油か? 支出対象外。全額返還</p>	<p>ガソリン代</p> <p>指摘のあったガソリンを購入した日に、新たに自動車を購入したもので、従来、レギュラーガソリンを入れていたものを、新しい車にはハイオクガソリンを入れたものである。</p> <p>なお、この日のレギュラーガソリン分は対象外分であり、気がつかないまま重複となったもので、平成24年1月31日に収支報告書の修正を行った。</p>
	<p>4月30日 人件費(4月分) 70,000円など2件 140,000 円は、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還</p>	<p>人件費(4月～5月)</p> <p>事務所に雇用する職員の賃金は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。内容が不明として請求対象とされている職員は、議員の指示のもとで、福祉、環境、教育など市行政に係わる事項について情報・資料収集、分析、文書作成など専ら政務調査活動の補助を行っている。調査結果は、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されており、その内容は、議事録により閲覧することは可能である。</p>

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
篠原 正寛	171,677 円 5月6日 市政報告案内印刷代(17号)142,800円など4件 343,355円は、選挙直前。全額政務調査費支出は認められない。半額返還	市政報告経費(4件) これまで市政報告は、各期の本会議の終了ごとに作成しており、作成時期が、市議会議員選挙の前であっても、そのことをもって、政務調査活動の目的である議員の議会活動の報告を行うことが制約されるものではない。そのような使途基準などは定められていない。市民に必要な情報を速やかに提供し、市民から有益な情報を得ることは、正当な活動であり、この請求には理由がない。
吉岡 政和	880,000 円 5月31日 調査検討業務費 380,000円など2件 880,000円は、市政に関する調査研究との関係が不明。政務調査費支出の対象外。全額返還	調査検討業務費 880,000円について 平成23年度の政務調査費は、統一地方選挙の関係で、23年4月1日から同年6月10日の間について支給されたものであり、政務調査費として受領したのは350,000円なので、800,000円の返還請求を前提とした請求が行われる趣旨が理解できない。 なお、この調査検討業務は、西宮市生瀬町1丁目地区で計画されていた寄宿舍建設事業に対する政務調査について、専門的なコンサルタントに依頼して調査・検討を行うために要した費用であり、当然に、政務調査費の対象となるものと認識している。
やの 正史	96,675 円 4月30日 市政報告配布料 79,800円など2件 133,350円は、市政報告関係費用。全額政務調査費支出は認められない。半額返還 4月30日 人件費 30,000円など2件 60,000円、全額政務調査費支出は認められない。半額返還	市政報告経費(2件) 全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準、内容はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。 市政報告の内容も、市政報告、議会質問、議会報告、連絡先が掲載されており、選挙活動、政党活動に関するものは、掲載されておらず、専ら市政報告及びそれに対する市民の意見を聴取するための政務調査目的のものであることは明らかである。 人件費(4月・5月) 全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準、内容はなく、半額返還というのは一方的な主張であり、本請求には理由がない。 なお、政務調査活動を行ううえでパソコンの利用は不可欠であり、パソコンで調査・広報関係や分析・まとめの文書を作成することは、政務調査費の正当な使用と考える。また、このパソコンの作業は、調査活動と一体のものとして行われるときその効果は高いものである。調査結果は、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されており、その内容は、議事録により閲覧することは可能である。

会派名又は議員氏名	請求人が指摘する返還請求対象及び金額	会派又は議員による説明
日本共産党 西宮市会議員団	112,609 円 4月25日 職員給料(4月分) 77,960 円など2件 225,219 円、職員給料の政務調査費全額支出は認められない。半額返還	人件費(4月分・5月分) 全額支出は認められないとの請求理由であるが、そのことを根拠付ける規定、基準、内容はなく、半額返還という本請求には理由がない。 なお、当該職員の就労については、就業規則を定め、政務調査のみに従事するものとしている。
ざこ 宏一	30,000 円 4月28日 アルバイト代 27,000 円など3件 60,000 円は、内容不明。全額政務調査費支出は認められない。半額返還	アルバイト代(4月~6月) 事務所に雇用する職員の賃金は、「政務調査費の取扱いに関する要綱」でも対象物として例示されているごとく、議員の政務調査活動に要する経費として正当なものである。内容が不明としているが、請求対象とされている職員は、議員の指示のもとで専ら政務調査活動の補助を行っている。調査結果は、市議会の一般質問、委員会での質問に活用されており、その内容は、議事録により閲覧することは可能である。また、市政報告の内容にも反映されている。

年号は西暦2011年を「11年」、同2012年を「12年」と表記。